

# 令和3年度 天塩町結婚新生活支援事業

## 新婚生活を応援します！



家賃や引越費用の  
補助があるんだって！



以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

### 概要

どんな世帯が対象なの？	次の①～④の要件を全て満たす世帯です。  ①令和3年1月1日からお住まいの市区町村の事業終了日までに入籍した世帯 ②ご夫婦の所得を合わせて400万円未満 <sup>(注)</sup> の世帯 ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除 ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ④その他、お住まいの市区町村が定める要件を満たす世帯	
どんな費用が対象なの？	・新居の住居費 ・新居への引越費用	⑦新居の購入費 ⑧新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料 ⑨引越業者や運送業者に支払った引越費用
いくら補助を受けられるの？	⑦～⑨を合わせて1世帯あたり上限30万円です。	
申請方法は？	必要な手続や書類について、下記お問合せ先にご確認の上、直接申請してください。	



内閣府

### 【お問合せ先】

名称：天塩町 福祉課福祉係

住所：天塩町新栄通8丁目

電話番号：01632-2-1728

